

## 「電子メール情報配信事業」実施要領

### [目的]

第1 本事業は、財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」とする。）が、国・県・市町村及び中小企業支援機関等が実施する中小企業支援施策や、企業経営に有益と思われる各種情報等を提供することにより、県内の中小企業者等の経営に資することを目的とする。

### [事業名称]

第2 事業名称は、電子メール情報配信事業とする。また、電子メールの名称は「みやぎ産業振興機構ホットライン」（以下「ホットライン」とする。）とする。

### [情報提供の方法]

第3 情報提供の方法は、ホットラインの配信により行う。

### [対象者]

第4 ホットラインによる情報配信の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 主として、県内に工場または事務所を有する中小企業者等及び県内に工場または事業所の開設を予定する中小企業者等。
- (2) 県内において創業を予定している者。
- (3) 県内の中小企業者と取引を有する県外事業者等。
- (4) 国・県・市町村及び中小企業支援機関等。
- (5) 上記(1)から(4)の事業者及び機関等に所属する者。

### [配信する内容]

第5 ホットラインにより提供する情報は、以下のとおりとする。

- (1) 機構が実施する各種中小企業支援施策等の情報。
- (2) 機構において収集、加工、分析及び創出する情報。
- (3) 国・県・市町村及び中小企業支援機関等が実施する各種中小企業支援施策等の情報。
- (4) その他、中小企業の経営に有益な各種情報。

### [配信する時期]

第6 ホットラインの配信は、原則として以下のとおり配信するものとする。

- (1) 機構が提供する情報は、必要に応じて随時(但し、土曜、日曜、休日等を除く)配信する。

(2) 国・県・市町村及び中小企業支援機関等の依頼に基づき提供する情報は、原則として、前週の金曜までに依頼があった情報は水曜までに、火曜までに依頼があった情報は金曜までに、それぞれ配信する。

#### [配信・情報掲載・解除の申込]

第7 機構は、様式1によりホットラインの配信申込があった場合は、対象者の要件を満たしている者について、申込を受け付けるものとする。

2 機構は、様式2によりホットラインへの情報掲載の申込があった場合は、以下の事項をいずれも満たしている情報について配信するものとする。原則として、同じ内容の情報は一度のみの配信とする。

(1) 公共性が高く、中小企業等に対して有益な情報であること。

(2) 情報の発信元からの、直接の申込であること。

3 機構は、様式3によりホットラインの解除申込があった場合は、すみやかに解除を行うものとする。

#### [料金]

第8 ホットラインの配信及び情報掲載にかかる料金は無料とする。

#### [その他の事項]

第9 機構が提供する情報は、各情報提供担当部署で内容を精査し、同部署内で決裁された情報とする。

2 この要領に定めるもののほか、本事業を適正かつ円滑に運営するために必要な事項は、機構が別に定めることが出来るものとする。

#### 付 則

(施行期日)

この要領は、平成12年10月1日より施行し適用する。

#### 付 則

(施行期日)

この要領は、平成21年 4月 6日から施行する。

#### 付 則

(施行期日)

この要領は、平成22年 5月14日から施行する。